

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町規則第30号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年津幡町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第15条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による」の次に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を、「日」の次に「の介護時間」を加え、「当該」を「1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（条例第19条の2第2項の規則で定める期間）

第22条 条例第19条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。